

平成 2 0 年 9 月 3 0 日

高松市議会議長 菰 渕 将 鷹 殿

高松市情報公開審査会

会長 川 東 祥 次

行政文書の非公開決定に関する異議申立てについて（答申）

平成 1 7 年 9 月 2 7 日付け高市議議第 7 7 号により諮問のあった事案について、次のとおり答申いたします。

1 審査会の結論

実施機関（高松市議会をいう。以下同じ。）が、公開、一部公開および非公開（行政文書不存在）とした処分は相当であり、当該異議申立てを棄却すべきである。

2 公開請求の内容および異議申立てに至る経過

異議申立人が実施機関に公開請求した行政文書の内容、それに対する実施機関の決定および異議申立ての経過は次のとおりである。

【高市議議第 7 7 号の諮問に係るもの】

- （１） 一般質問の回数制限をした際の各種会議の議事録その他の会議の記録および各会議に提出された根拠資料その他の一切の資料（平成 1 5 年 1 2 月 1 5 日議会改善検討委員会の会議の記録を含む。）
- （２） 平成 1 5 年 4 月以降の議会改善検討委員会の議事録その他の会議の一切の記録
- （３） 平成 1 6 年 4 月以降に支出した議会の交際費に関する一切の会計書類（現金出納簿，領収書を含む。）

- (4) 代表質問は議員3人以上で構成する会派にしか認めない事実および当該根拠を記載した一切の文書
- (5) 会派の構成議員数に関して記載した一切の文書

平成17年8月25日：請求人からの公開請求を受付

平成17年9月 7日：実施機関が公開，一部公開および非公開（行政文書不存在）の決定

平成17年9月 9日：請求人からの異議申立書を受付

3 異議申立ての理由

異議申立人の主張は，次のとおりである。

- (1) 本件処分は，条例の解釈・適用を誤った違法な処分であり，本件処分を取り消し，全部公開をすべきである。（交際費に関する部分を除く。）
- (2) 本件「決定通知書」に記載している「公開しない理由」は，条例の非公開事由に該当しない。
- (3) 本件「決定通知書」の「公開しない理由」には，適法に処分理由が明示されていないので，高松市行政手続条例第8条に違反し，本件処分は無効である。

4 実施機関が非公開とした理由

実施機関が非公開理由書において主張している本件処分の理由は，概ね次のとおりである。

議会改善検討委員会は，法令等に規定されたものではなく，所属議員3名以上の会派の担当役員（同志会は副を含む）及び正・副議長で構成された事実上の組織であり，「議会運営の改善に関すること」について，各会派間で協議検討することを目的としている。

同じく，各会派会長会は，法令等に規定されたものではなく，所属議員3名以上の会派の会長（同志会は副会長を含む）および正・副議長で構成された事実上の組織であり，「議会運営等に関すること」について，各会派間で

協議検討することを目的としている。

このため、議会改善検討委員会および各会派会長会の協議内容および協議資料は、議会内部における議会運営等の決定に至るまでの会派間の調整段階のものであり、十分に協議検討されていない未成熟な情報が含まれているため、公にすることにより、今後の会派間の率直な意見の交換や意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあると判断したことから、条例７条４号に該当し、協議内容および協議資料の部分について非公開決定の処分を行ったものである。

また、会派の構成議員数に関して記載した一切の文書については、作成していないため行政文書として不存在であり、非公開決定の処分を行ったものである。

５ 審査会の判断

当審査会は、実施機関の非公開理由および異議申立人の異議申立理由を条例に照らして慎重に審査した結果、次のとおり判断する。

当該請求内容に対する決定についての異議申立ては、交際費に関する部分を除く処分に対してなされているものであり、対象行政文書は、公開したもののうち２－（１）に係るものについては委員会日誌（議会運営委員会：平成１６年２月３日）、２－（４）に係るものについては委員会日誌（議会運営委員会：平成３年８月１３日）、一部公開したもののうち２－（１）、（２）に係るものについては協議会等日誌（議会改善検討委員会：平成１５年６月１７日・７月１７日・８月５日・９月１１日・１１月２７日・１２月１１日・１２月１５日・平成１６年２月２５日・６月８日・７月３０日・１１月５日・平成１７年２月２８日・６月１日）、２－（４）に係るものについては協議会等日誌（各会派会長会：平成７年５月２３日・平成１１年５月２４日・平成１５年５月３０日）であり、非公開部分は協議の内容および協議資料の部分である。２－（５）については行政文書不存在の決定をしている。以下、非公開部分および不存在理由について検討する。

（１） 協議内容および協議資料について

議会改善検討委員会および各会派会長会の協議内容および協議資料は、

議会内部における議会運営等の決定に至るまでの会派間の調整段階のものであり、十分に協議検討されていない未成熟な情報が含まれているため、公にすることにより、今後の会派間の率直な意見の交換や意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるとして、条例７条４号に該当するとして実施機関が非公開とした処分は相当である。

(２) 行政文書不存在について

会派の構成議員数に関して記載した一切の文書については、ホームページで公表されている行政資料が相当したため、行政文書としては不存在としたとの実施機関の説明に不合理な点はない。

なお、その旨について決定通知には付記すべきであった。

よって、当審査会は、「１ 審査会の結論」のとおり判断する。

６ 審査処理経過

年 月 日	処 理 内 容
平成１７年９月２７日	諮問書受付
平成１８年９月５日	実施機関からの非公開理由書受付
平成２０年８月２２日	実施機関の非公開理由の聴取および争点の審査
平成２０年９月１９日	答申案審査
平成２０年９月３０日	答申